

富山市福祉バス運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、心身障害者の社会参加を促進するため、福祉バスの円滑な運営を期するために必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 実施主体は富山市とし、福祉バス運行に係る事務等管理運営を社会福祉法人富山市社会福祉協議会(以下「管理者」という。)に委託するものとする。

(利用目的)

第3条 福祉バスは、次の事業に対して利用できるものとする。

- (1) 研修会・見学会
- (2) スポーツ・レクリエーション
- (3) 機能回復訓練
- (4) その他心身障害者の福祉増進を図るための事業

(利用資格)

第4条 富山市内に在住し、次に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者。
- (2) 富山県療育手帳交付要綱(昭和49年富山県告示第165号)第2条の規定により療育手帳の交付を受けた者。
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第22条第8項の規定により障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者。
- (5) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の7の規定により通所受給者証の交付を受けた者。
- (6) その他市長が適当と認めた者。

(介護者)

第5条 利用者のうち介護を要する者の利用に当たっては、介護者が同乗するものとする。なお、介護者は介護能力のある者で必要最小限の人数とする。

(利用定員)

第6条 福祉バスの利用定員は、運転手を除き、普通席30人、車いす固定席3人とする。

2 福祉バスは、10名以上の利用資格を有する者をもって運行する。

3 介護者は、第1項に定めるもののほか、補助席を4人まで利用することができる。

(利用時間等)

第7条 利用時間は、原則として午前9時(乗車場所)から午後5時(降車場所)

- までとし、1回の利用は2日以内とする。
- 2 8月13日から8月15日及び12月28日から翌年1月3日までは運行を行わないものとする。
 - 3 1日の走行距離は原則として180キロメートル以内（乗車場所から起算）とする。ただし、上部団体が主催する研修会や全国大会へ参加する場合、富山市と協議のうえ、延長できるものとする。

（利用者の負担）

第8条 利用料は無料とする。ただし、福祉バス利用に際して、次の各号に掲げる費用は

利用者負担とする。

- （1）有料道路通行料
- （2）駐車料金
- （3）運転者の宿泊費
- （4）燃料費

（利用申請）

第9条 福祉バスの利用を受けようとする者は、「富山市福祉バス利用承認申請書」（様式第1号）により管理者に申請するものとする。

- 2 管理者は、利用申し込みを受けたときは「富山市福祉バス利用承認（不承認）通知書」（様式第3号）により申込者に通知するものとする。
- 3 利用申し込みは、原則として先着順とするが、同順位者がある場合はくじによるものとする。
- 4 障害者団体の利用申し込みの受付は利用日の6ヶ月前からとし、また施設の利用申し込みの受付は利用日の3ヶ月前からとする。締切は利用日の10日前とする。ただし、富山市が主催もしくは共催する行事についてはこの限りではない。
- 5 利用申込者は、利用承認決定後申し込み内容に変更を生じた場合は直ちにその旨を管理者に届出をし、指示を受けなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

附記事項

富山市福祉バス運行細則

様式第1号 富山市福祉バス利用承認申請書

様式第2号 乗車人名簿

様式第3号 富山市福祉バス利用承認（不承認）通知書